

「江別市住生活基本計画（案）」 に対する意見募集の結果と市の考え方

1 意見募集の結果

- (1) 意見募集期間 平成30年11月27日(火)から平成31年1月8日(火)まで
- (2) 計画（案）配置場所 情報図書館、本庁舎情報公開コーナー、大麻出張所、水道庁舎証明交付窓口、市民会館、中央公民館、野幌公民館、大麻公民館、豊幌地区センター、野幌鉄南地区証明交付窓口、建築住宅課
計11カ所（56部配布）
- (3) 提出者数等 提出者数 2人
意見件数 2件

2 寄せられたご意見と市の考え方

(1) 意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況
A	意見を受けて案に反映するもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案に反映していないが、今後の参考等とするもの
D	案に反映しないもの
E	その他の意見

(2) 寄せられたご意見と市の考え方（提出順）

No.	寄せられたご意見 (原文のまま)	ご意見に対する 市の考え方	区分
1	<p>江別市は札幌という大都市の近郊の町でありながら、比較的JRの駅から近い地域においても、住宅を購入することができ、利便地です。関東や関西に目を向けてみると、サラリーマンが都心近郊に一戸建ての家を持つというのは、夢のまた夢です。私が住んでいる町内会もJRの駅のすぐ近くに位置していますので、これから市外から江別市に移り住もうという方たちに対して、市としても全面的にバックアップしてあげられるような行政の遂行を期待しています。</p>	<p>ご意見のとおり、交通の利便性が江別市の有する優位性の一つと認識しています。</p> <p>現在江別市においては、定住の支援を行っており、今後とも、本計画の基本理念に据えている「誰もが安心して住み続けられる住まいづくり」の実現に向けて、各施策の推進を図ってまいります。</p>	B
2	<p>1 要旨</p> <p>住生活の基本は良質な住宅と、地域の住環境であるが、住環境には物的（インフラ）なものと人的（隣人）なものがある。</p> <p>本計画は住宅街に居住する住民の一番近い隣人は市（法人としての生活道路管理者、世帯主）であるという基本理念が抜けている。</p> <p>2 基本施策 2-1-2) -① 市街地整備や都市づくりとの連携について</p> <p>道路の整備維持管理において、住民の一番近い隣人としての施策が欠如している。</p> <p>例 生活道路の排雪、防犯（街路灯？）の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣人としての役割を隣人ではない自治会等に押し付け法人（行政）として自治会等を助成することとしている。 <p>都市計画税徴収地域の生活道路は市が隣人として計画実施すべきである。特に排雪については除雪の付帯作業として一括計画実施したほうが能率的であり、経費削減の可能性もある。</p>	<p>市民サービスを市が主体となって行うべき視点が欠けているというご意見ですが、江別市の総合計画では、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など多様な主体や様々な世代が、それぞれの役割と責任を理解し、互いに尊重しながら地域社会の課題などを解決するために協力するという、協働のまちづくりをすすめることとしております。本計画においてもこの考え方のもと、基本目標に、「みんなで助け合う地域社会づくり」を掲げております。</p> <p>排雪や防犯灯などの個別の件につきましては、行政運営に関してお寄せいただいたご意見として参考にさせていただきます。</p>	C

3 基本施策 3-1-2) -④ 安全で快適なまちづくりについて

道路の整備維持管理において、住民の一番近い隣人としての常識が欠如している。

例 生活道路の排雪、防犯灯の管理

自治会等がなければ防犯灯点灯せず生活道路は通行不能となるのでしょうか。

自治会等が協働で実施すべきは防犯灯については不具合情報の収集報告、要望事項のとりまとめ等、排雪については排雪時期、要領情報及び住民処置事項の周知徹底等にとどめるべきである。

特に排雪について、「除雪に伴う玄関車庫前の置き雪処理（排雪）は住民」はやむを得ないが、「玄関車庫前以外の置き雪処理（排雪）を自治会排雪」としているのはきわめて複雑かつ曖昧である。自宅用地内に雪置き場が無い居住者の排雪と混同しがちである。

また同じ住民でも経費負担をするしない、集金業務の負担などは、隣人関係の悪化の要因にもなりかねない。

4 結言

住環境の整備にあたっては、市は住宅地の境界に接する隣人たる法人としてその役割を果たさなければならない。自治会に協働の名のもとにお隣さんの仕事をさせてはならない。お隣さん目線で人的インフラを整備することが基本理念にあるべきだと思慮する。